

葛飾区行政評価委員会 第1回全体会

「葛飾区行政評価委員会の概要について」

政策経営部 政策企画課

令和7年6月24日

目 次

1 行政評価制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 葛飾区行政評価委員会の概要 ・・・・・・・・	6

行政評価制度の概要

行政評価制度とは

- 行政評価制度は、区が実施した各事業が「誰のために」「何を目的」としたものなのか、目的・目標を再認識したうえで、その事業が「どれだけ区民の役に立っているのか」等を客観的に評価・分析し、結果を改革・改善につなげる仕組みです。

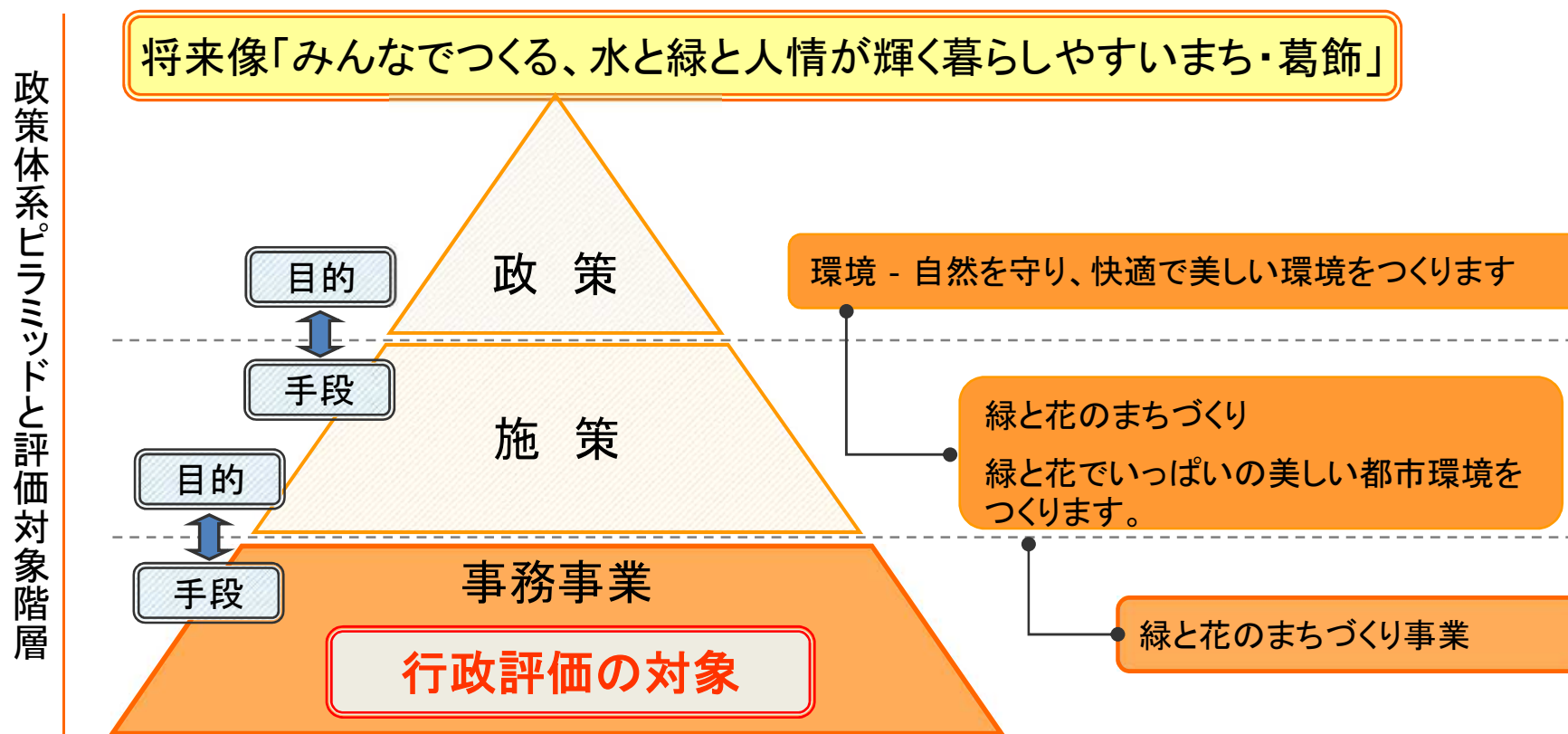


- 行政活動は、継続的な改善を行うためにPDCAサイクルに沿って行われています。
- 行政評価制度は、PDCAサイクルの中核である“CHECK(分析・評価)”の機能を担っています。

行政評価制度の概要

行政評価制度の対象

- 葛飾区では、行政活動を階層的に整理した政策体系のうち、“事務事業”を対象として行政評価を実施しています。
- 原則として、全ての事務事業（一部庶務的な事務等は除外）を対象として、実施状況やコストの把握を行っています。
- 前年度（今年度は令和6年度）に実施した事務事業が対象です。



行政評価制度の概要

自己評価と外部評価

- 葛飾区の行政評価制度は、自己評価と外部評価に分けられます。
- 自己評価は各所管部で行うのに対し、外部評価は、区民ニーズを把握したうえで今後の事業展開につなげたい事務事業を選定し、区民のみなさんで構成される葛飾区行政評価委員会で評価を行います。

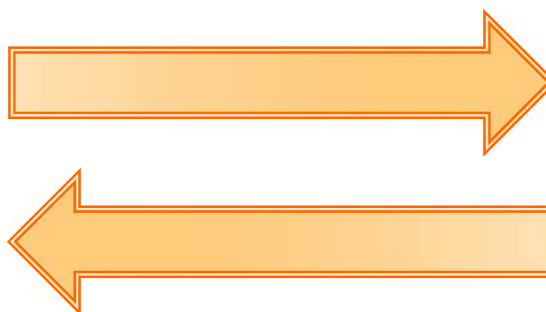
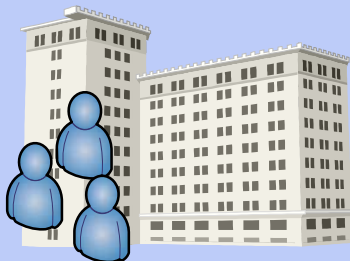
評価の流れ	評価主体	概要	実施時期
自己評価	所管部	一部事務事業について、分析・評価を行います。	5～6月
外部評価	葛飾区行政評価委員会	葛飾区行政評価委員会のみなさんに、区民の代表として評価を実施していただきます。	6～8月
公表	—	確定した評価結果は、区公式ホームページ等で公表します。	10月

行政評価制度の概要

葛飾区行政評価委員会の設置目的と概要

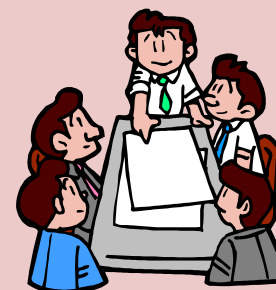
- 区民サービス向上の観点から、区の事務事業について、区民の視点から様々な意見を出し合って評価を行い、より効果的・効率的なものに改善していくことを目的とし、葛飾区行政評価委員会を設置しています。
- 葛飾区行政評価委員会は区長からの諮問を受け、区が実施した行政評価と比較しながら、成果向上策等の検討を行い、諮問に対する答申を行います。

区が実施した 行政評価



区民のみなさんの日常の視点で事業を評価し、区が実施した行政評価と比較しながら成果向上策等を検討します。

葛飾区 行政評価委員会



葛飾区行政評価委員会の概要

分科会での評価の流れ

- 葛飾区行政評価委員会では、2つの分科会に分かれて、各4回の分科会の中でそれぞれ2事務事業の評価を実施します。
- 事務事業ヒアリングを行った後、事務事業評価を実施します。評価結果は第4回分科会で答申案として取りまとめます。
- 答申は第2回全体会において確定します。

1 事務事業ヒアリング

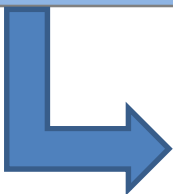
所管課が作成した資料や所管課からの説明、質疑応答などを通して、事務事業についての理解を深めます。

2 事務事業評価

事務事業の実績状況や今後の改善策について、委員会で議論を行います。

3 答申案のとりまとめ

意見を分科会の答申案として取りまとめます。



各分科会で取りまとめた答申案は、第2回全体会において確定します。

令和 7 年度 葛飾区行政評価委員会評価表

事業名	協働を推し進める環境づくり				担当部	政策経営部
					担当課	協働推進担当課

基本情報

政策番号	20	政策	地域活動	施策番号	1	施策	地域力の向上
------	----	----	------	------	---	----	--------

事業の目的	郷土愛や地域への想いを育み、協働意識を醸成する。					
-------	--------------------------	--	--	--	--	--

実施内容	協働事例集や協働事例映像（DVD）、職員出前講座などを通じて、区政や協働の取組を効果的に発信するとともに、協働まちづくり表彰や葛飾下町川柳コンクールを実施することで、郷土愛や地域への想いを育み、協働意識を醸成する。 また、協働の活動団体等が、気軽に各々の活動状況を発信し、共有できる新たな「葛飾みんなの協働サイト」などを活用して、活動者同士の交流を促進しながら新たな協働の担い手にも情報を届けられるようにし、協働の活動を広げる。					
------	--	--	--	--	--	--

関連するSDGsゴール

1	貧困	2	飢餓	3	保健	4	教育	5	ジェンダー	6	水
7	エネルギー	8	経済	9	産業	10	不平等	11	都市	12	生産消費
13	気候変動	14	海洋資源	15	陸上資源	16	平和	17	実施手段	○	

実績情報

活動指標											
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	目標	令和7年度		
	職員出前講座メニュー数	—	件	目標	—	—	—				
				実績	71	71	76				
				目標							
				実績							
				目標							
				実績							
				目標							
				実績							



成果・評価指標										
目標・実績	指標	指標の根拠	単位	区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	① 目標	令和7年度	
	愛着や誇りをもっている区民の割合	葛飾区世論調査	%	目標	—	—	—			
				実績	71.7	—	—			
	区民等との協働による主な事業・取組（過去5年間）の数	—	件	目標	—	244	254			
				実績	234	248	—			
【参考】子ども向け調査	愛着や誇りをもっている区民の割合	子ども向けマーケティング調査	%	実績	—	—	—			
②目標との乖離の考察	区民等との協働による主な事業・取組が目標値を上回っていることについて、平成26年度から様々な協働を推進する環境づくりを行ってきた成果と考える。コロナ禍により、一時的に活動を休止していた団体もあるが、徐々に再開しており、増加傾向にある。									

予算及び決算状況

別紙2

※単位は円単位

内訳		令和4年度	令和5年度	令和6年度	③経費の主な内訳	
予算	①当初予算	6,120,000	3,677,000	3,420,000		
	②補正予算	0	0	0		
	③繰越予算	0	0	0		
	④流用等	0	0	0		
小計 (①+②+③+④)		6,120,000	3,677,000	3,420,000		
予算 財源	一般財源	6,120,000	3,677,000	3,419,000		
	国庫支出金	0	0	0		
	都支出金	0	0	0		
	その他	0	0	0		
決算	⑤執行額	4,825,331	3,459,992	4,099,850		
	(内 訳)	報償費	50,000	50,000	50,000	川柳コンクール選定委員謝礼
		消耗品費	456,779	403,461	432,199	額縁、手提袋、まちづくり表彰記念品購入等
		印刷製本費	785,230	810,210	1,082,747	出前講座、事例集、川柳ポスター等印刷
		通信運搬費	20,175	15,266	15,849	被表彰者宛て通知等
		筆耕翻訳料	0	9,000	0	手話通訳者の派遣
		委託料	2,222,055	2,172,055	2,519,055	事例集原稿等作成、協働DVD制作、看板作成等委託
		使用料及び賃借料	1,254,000	0	0	—
		備品費	37,092	0	0	—
	④ ⑥間接額	0	0	0	会計年度任用職員の報償	
⑦人件費	業務量(人)	0.00	0.00	0.00		
		0	0	0		
総コスト⑧=(⑤+⑥+⑦)		4,825,331	3,459,992	4,099,850		

り単 コ ス ト あ た り	項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	単位の定義	講座メニュー数		
	実績数値(⑨)	71	71	76
	単位あたりコスト(⑧/⑨)	67,962円	48,732円	53,945円

5 決算増減の 主な理由	事業拡大に伴う事業周知広告費（FM、チラシ、ポスター）の増	
--------------------	-------------------------------	--

所管課による自己評価

6 必要性	4 ○	多様化する地域課題などを解決していくためには、区民や事業者等の多様な主体と区がそれぞれの特性を活かしながら、協働によるまちづくりを進めていくことは必要不可欠である。
7 効率性	△	協働事例集や協働事例映像（DVD）は、地区センターや図書館など区施設のほか、社会福祉協議会での配布や区公式YouTubeで配信している。他課が実施するイベントへの出展、SNSの効果的な活用など、コストをかけずにより多くの区民に周知する必要がある。
8 有効性	○	区民等との協働による主な事業・取組について、令和4年度は前年度より事例が増加しており、協働の取組が広がっている。一方、協働の深度の分析が課題である。

10 各指標の達成状況に 対する所管課の見解	区民等との協働事業や取組の事例も年々増加していることから、協働の広がりが見られる。協働サイトについては、令和4年度にSNS(Facebook)を活用したサイトに移行した。投稿数は移行前に比べて1.5倍に増えたが、まだまだ少ないのが課題である。	
11 今後に向けた 所管課の見解	協働の活動をはしめるための「きつかけ」づくりを進めるため、引き続き、協働事例集や協働事例映像（DVD）などを作成し、さまざまな機会を通じて、区民に知ってもらおう取組を行う。 また、協働サイトを活性化させるため、個別に操作手順などのサポートを充実させる、助成金や活動場所の空き情報に関する情報など、区からのお知らせを積極的に投稿していく。サイトを閲覧した区民が、協働の活動につなげられるよう意識の醸成を図っていく。	

各項目記載事項

別紙3

①目標	これまでの実績値を踏まえ、令和7年度目標値を設定してください。
②目標との乖離の考察	目標値に対して実績値が到達していない場合、なぜ到達していないのかを分析をします。また、目標値に対して実績値がほぼ到達している、あるいは超過している場合は、目標値を高めることも検討してください。
③経費の主な内訳	各費目の主な内訳について簡潔に記載してください。
④間接額	会計年度任用職員等の活用に係る直接事業費に含まれていない決算額を記載してください。 ※間接額については別途通知します。
⑤決算増減の主な理由	令和5年度と令和6年度の決算を比較し、増減については主な理由を記載してください。
⑥必要性	区民や社会のニーズを的確にとらえた事業か、民間事業者や区民が自ら実施することのできない事業か等の視点で記載してください。
⑦効率性	他の手段や方法とのコスト比較は十分行われているか、コスト削減や効率化に向けた工夫が施されているか等の視点で記載してください。
⑧有効性	成果指標が適切に設定・測定された上でその向上に寄与しているか、活動指標における取組の結果に見合った成果が得られているか等の視点で記載してください。
⑨必要性、効率性、有効性における○、△の選択	指標にかかる考察内容などを踏まえ、事務事業の必要性、効率性、有効性ごとに妥当と判断した場合は○、課題があり、今後改善が必要と判断した場合は△を選んでください。
⑩各指標の達成状況に対する所管課の見解	指標にかかる考察内容を踏まえ、事務事業の進捗状況について所管課としての見解を記載してください。
⑪今後に向けた所管課の見解	今後、事業をどのように運営していくのか記載してください。改善する場合は改善策などを具体的に記載してください。

葛飾区行政評価委員会評価表のコスト内訳について

内訳		説明
予算	①当初予算	本事業に対して、年度に当初に成立した予算を記載しています。
	②補正予算	年度途中に生じた事由に基づいて、当初予算を増額または減額する予算を記載しています。
	③繰越予算	計上した年度に、状況の変化や事故などの理由で使い切れなかった歳出予算で翌年度に繰り越した予算を記載しています。
	④流用等	予算の流用とは、すでに予算において使途が決定している経費を抑制し、それを他の支出費目に充当使用することであり、その額等を記載しています。
予算財源	一般財源	使途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源を記載しています。
	国庫支出金	国庫負担金・国庫補助金・国庫委託金の予算額を記載しています。
	都支出金	都負担金・都補助金・都委託金の予算額を記載しています。
	その他	使用料・手数料・受託事業収入・基金繰入金等の特定財源の予算額を記載しています。
決算	⑤執行額	各年度の決算額を記載しています。
	⑥間接額	会計年度任用職員等の活用に係る、執行額に含まれていない決算額を記載しています。
⑦人件費		正規職員、再任用職員、旧再雇用職員の人件費です。それぞれの人数に、それぞれの人件費単価を乗じた金額を記載しています。
⑧総コスト		内訳は、⑤「執行額」＋⑥「間接額」＋⑦「人件費」です。

単位あたりコスト		特定の単位に対してどの程度のコストを要したかを把握するためのものです。
	単位の定義	単位あたりコストを算出するための、「単位の定義」を記載しています。
	実績数値⑨	「単位の定義」の実績値を記載しています。
	単位あたりコスト(⑧/⑨)	単位あたりどの程度のコストを要したかを把握するために設定しています。

項目名	内容説明
委員報酬	1. 執行機関たる委員会の委員及びその他の委員の報酬 2. 付属機関たる委員会等の委員及びその他の委員の報酬
会計年度任用職員等報酬	特別職非常勤職員の給料相当、通勤手当相当分 会計年度任用職員の給料相当、時間外勤務手当相当、特殊勤務手当相当分
社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、失業保険料、労働者災害補償保険料、児童手当拠出金等
報償費	発令を要しない随時的な事務又は業務に対する謝礼金（弁護士の弁護士料、原稿料、原画料等）、香華料及び弔慰金等、区民税等の納期前納付奨励金、徴税実態調査費、賞賜金、買上金等
費用弁償	区議会議員、委員会の委員、非常勤の監査委員、その他の委員、審査会・審議会及び調査会等の委員、専門委員、投開票管理者・立会人等に対して、その職務の執行に要した経費を償うために支給される金銭給付で、実費弁償の性格を持つ。 会計年度任用職員の通勤手当相当分
普通旅費	職員の旅費に関する条例等に規定する旅費（日額旅費、赴任旅費及び乗車券・回数券等をもって旅費の支給に代える場合を除く）
消耗品費	事務用品等消耗品（物品名鑑の分類による、2万円未満の物品）
印刷製本費	印刷費一文書、図面、パンフレット、チラシ、賞状、案内状等 製本費一伝票、帳簿、書類等の製本代等
修繕料	物品の修繕、整備、戸車、ドアノブ、蛇口等の軽易な補修、バッテリーの充電料、畳の取替、綿の打ち直し、消火器の薬品詰替え、自動車の整備料等
賄費	診療所の患者、保育園、老人ホーム、保護施設等における賄用材料及び飲食物購入費、非常炊出し
燃料費	動力用、暖房用、炊事用、その他各種燃料購入費
光熱水費	電気、ガス、上下水道使用料（計器類の借上費を含む）
食料費	会議用、式日用及び接待用の飲食物購入費
通信運搬費	郵便料（切手、はがき、小包、速達料等）、電信料（電報料、電話料、電話加入料等）、運搬料（物品・動物・汚物等の運搬料、人の輸送料等）
広告料	宣伝勧奨広告料（新聞・雑誌の広告掲載料、電車・バス・停留所・浴場等の広告掲示料、スライド映写料、折込広告料、放送料＜制作費を含む＞、アドバルーン、電光ニュース等）
手数料	特定の個人等からサービスの提供を受けたことに対して支払う経費。公金取扱手数料、地方債取扱手数料、売捌手数料、鑑定料、収入証紙代、手数料として使用する収入印紙代、登記手数料、自転車防犯登録手数料、庁舎等清掃（単発で行う受水槽・高架水槽の清掃含む）等
筆耕翻訳料	筆耕料（浄書、印書料、謄写原紙・タイプ原紙の製版料等）、翻訳料、速記料、手話通訳料等
保険料	動産・不動産の火災保険料、自動車損害賠償保険料等
委託料	調査委託料、装飾委託料、芸能委託料、測量委託料、映画・ビデオ製作委託料、設計及び監理委託料、映写委託料（映画館で行うものは含まず）、埋火葬委託料、各種設備保守委託料（消火設備、電気設備、空調設備、電話交換機、ボイラー、浄化槽、エレベーター、自動ドア等）、警備業務委託料
自動車借上料	自動車借上料（有料道路通行料、駐車料金を含む）
使用料及び賃借料	入場料、施設使用料、有料道路通行料、駐車場使用料、特許権・著作権使用料、土地・家屋（敷金含む）、会場、船舶（20t以下の小船含む）
工事請負費	土木工事、建築工事等で、新たな構造物・設備等を設置するもの及び現状の施設機能を向上させるもの。また、1件130万円（消費税含む）以上の建物・設備の復旧、改修及び増設等。
原材料費	工事用、生産用、修繕用、改造用、職業訓練用の原材料及び材料。セメント、鋼材、砂利、木材（足場用資材、型枠材料を含む）、自動車、船舶、機械、器具等の部品。
権利購入費	地方自治法第238条第1項第4号及び5号の規定によるもの及び借地権の購入
土地購入費	土地及び土地の定着物の購入
備品費	物品名鑑による2万円以上の備品の購入。（軽易な据付費を含む。）
負担金	各種協議会、講習会等の分担金、会費。職員共済組合業務費負担金、電気・ガス・水道等工事負担金等
補助金	地方自治法第232条の2による補助金等
交付金	互助組合交付金（特別のみ）、敬老祝金、他自治体等に対する災害見舞金、示談金等任意の見舞金
扶助費	生活保護法、児童福祉法、結核予防法及び学校給食法、教育奨励等による支出金
貸付金	生業資金、育英資金等の貸付金
償還金	公債償還金、借入金の返済金、国庫支出金返納金（延滞料含む）、過誤納金の還付金等
積立金	基金、その他の積立金
公課費	地方公共団体が、一般私人と同様に公祖公課を支払う場合の経費
繰出金	一般会計と特別会計間の予算充用、基金への繰出等

評価表の「予算及び決算状況」における人件費について

1 業務量の算出について

各課が所管する事務事業の業務量を算出するために「業務量クロス表」を作成しています。

職員ごとの合計業務量が 1.00 となるように、各事務事業の業務量を配分しています。

2 例：下表から事務事業Aの人件費を算出した場合

$$0.70 \text{ 人} \quad \times \quad 7,800 \text{ 千円} = 5,460 \text{ 千円}$$

(業務量) (平均人件費単価) (人件費)

	職種	事務事業A	事務事業B	事務事業C	事務事業D	事務事業E	庶務事務	各職員ごと計
職員A	事務	0.20	0.10		0.40	0.30		1.00
職員B	事務	0.40			0.30	0.30		1.00
職員C	事務	0.10		0.20	0.30		0.40	1.00
職員D	事務		0.80				0.20	1.00
	事業ごと計	0.70	0.90	0.20	1.00	0.60	0.60	4.00

【実績コストの推移】

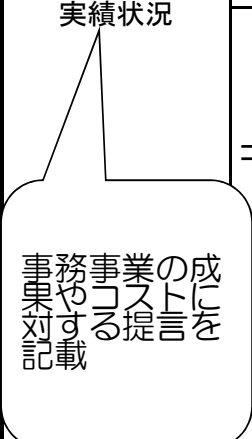
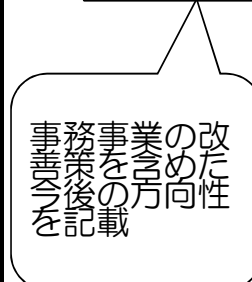
(千円)

	(参考)		R 6
	R 4	R 5	
人件費単価（正規職員）	7,900	7,700	7,800
人件費単価（再任用職員）	5,400	5,300	5,300
人件費単価（再雇用(旧再雇用) 職員）	3,100	3,200	4,300

〔成果物参考イメージ〕

委員会では、分科会での事業ヒアリング、事業評価を経て評価結果を作成し、第2回全体会で区長に答申します。答申内容を踏まえて、事業所管課が取り組んだ内容については第3回全体会で報告があります。

葛飾区行政評価委員会の評価結果【第2回全体会 答申】

評価対象事務事業名		事業承継支援事業	所管課	産業経済課
項目		提言内容		
実績状況 	成果	・区内の中小企業経営者の高齢化は進んでおり、事業そのものの低下、人材不足による承継者不在が深刻な状況である。次世代へ事業を引き継いでいくことは、区の持続可能な発展のためには不可欠であり、本事業の果たす役割は大きい。 ・事業承継相談件数の実績が少ないことについては、事業承継に関心のある事業者の有無、事業の周知不足などについて十分に検証し、結果によっては事業内容を再検討すべきである。		
	コスト	・コストの大半を占める事業承継相談委託業務については、中小企業診断士協会に一般的な経営相談や事業承継相談、創業支援の経営相談業務として、一括契約しており、本事業にかかるコストが明確になっていない。 ・各年度の事業費に変動があり統一的なコスト分析を行えるよう、事業ごとのコストを明確にするべきである。		
	今後の方向性	【商工会議所等との役割分担や連携について】 ・中小企業の事業承継等に関する相談は、区が一括で相談を受け、商工会議所や税理士会、弁護士会等と連携・協働し、区全体で課題を抱える事業者への相談体制を構築すべきである。 ・区が主体となって商工会議所やその他関連団体に呼びかけを行い、事業承継等に関するセミナーや相談会などの充実化を図るべきである。 ・セミナーを開催するに当たっては、シンクタンクの講師等を招き、事業承継のみならず、区内中小企業者に向けて日本経済や産業構造、海外の景気動向、スタートアップなど、経営者の関心事を含めたテーマで開催するとともに、講演会方式だけでなく、個別相談会を合わせて実施することにより、より参加者を増やす取組を実施すべきである。		
改善 		【事業承継相談について】 ・事業承継の手法について、区内のみならず、近隣自治体における成功例を紹介しつつ、事業転換による事業承継相談も受けられるよう検討すべきである。 ・事業者の持つ技術や製法は地域の財産であり、事業承継の手法としてM&Aを検討すべきである。 ・事業承継の手法としてのM&Aの手続やメリット・デメリット、事例をわかりやすく解説したPRを行いつつ、M&Aの相談も相談窓口で対応できるようにすべきである。 ・事業承継相談は、相談に当たる中小企業診断士のコンペティションを実施するなど、事業承継に消極的な事業者に積極的に動いてもらうための新たな事業を検討すべきである。 ・事業承継相談は、区内産業の継続・雇用の確保につながっているため、啓発活動には民間との協力連携や税に関する情報発信等、新たな手法を取り入れつつ積極的に実施すべきである。		

中小企業経営者の高齢化は進んでおり、事業そのものの低下、人材不足による承継者不足の状況である。次世代へ事業を引き継いでいくことは、区の持続可能な発展のために必要であり、本事業の果たす役割は大きい。 相談件数の実績が少ないことについては、事業承継に関心のある事業者の有無、事業内容などについて十分に検証し、結果によっては事業内容を再検討すべきである。	→	①相談を含む事業承継支援事業全般について周知を強化するとともに、景況調査で得たデータをもとにした事業者ヒアリングや中小企業診断士による事業所訪問相談等により、実態を把握し、今後の事業展開に反映させる。
事業承継相談の大半を占める事業承継相談委託業務については、中小企業診断士協会に一般的な経営相談、創業支援の経営相談業務として、一括契約しており、本事業にかかるコストが明確になっていない。 事業承継の事業費に変動があり統一的なコスト分析を行えるよう、事業ごとのコストを明確にする。	→	①②事業承継相談委託業務は令和7年度以降、他の相談業務と一括契約する方法が検討され、更に窓口及び事業費を一本化し、法務・税務・財務・企業経営における事業承継関連業務に精通した専門家がワンストップで相談対応できる体制を整備する。これにより、各年度の事業費における統一的なコスト分析にも対応していく。
【商工会議所等との役割分担や連携について】 事業承継の事業承継等に関する相談は、区が一括で相談を受け、商工会議所や税理士会、弁護士会と連携・協働し、区全体で課題を抱える事業者への相談体制を構築すべきである。 事業者等と連携し、区全体で課題を抱える事業者への相談体制を構築すべきである。 事業者等と連携し、区全体で課題を抱える事業者への相談体制を構築すべきである。 事業者等と連携し、区全体で課題を抱える事業者への相談体制を構築すべきである。	→	【商工会議所等との役割分担や連携について】 ①中小企業の事業承継等に関する相談は、国や都など様々な主体が実施しており、区においても商工会議所や税理士会、弁護士会等と意見交換を行い、効果的な相談事業の実施方法を検討していく。 ②③これまで実施してきた金融機関との意見交換や商工会議所の事業承継ワーキンググループ等の他、今後、定期的な情報交換会を開催するなど連携を密にしていくとともに、事業者等と連携し、区全体で課題を抱える事業者への相談体制を構築すべきである。
【事業承継相談について】 事業承継の手法について、区内のみならず、近隣自治体における成功例を紹介しつつ、事業承継相談も受けられるよう検討すべきである。 事業者の持つ技術や製法は地域の財産であり、事業承継の手法としてM&Aを検討すべきである。 事業承継の手法としてのM&Aの手続やメリット・デメリット、事例をわかりやすく解説したPRを行うなど、M&Aの相談も相談窓口で対応できるようにするべきである。 事業承継相談は、相談に当たる中小企業診断士のコンペティションを実施するなど、事業承継に関心のある事業者に積極的に動いてもらうための新たな事業を検討すべきである。 事業承継相談は、区内産業の継続・雇用の確保につながっているため、啓発活動には民間との連携や税に関する情報発信等、新たな手法を取り入れつつ積極的に実施すべきである。	→	【事業承継相談について】 ①事業承継の身近な例について取材等を行い、令和7年度から区ホームページ等に掲載する。 ②③事業承継は類型が多岐に渡っているが、その全てにおいて一旦は相談対応し、必要に応じて他の機関・事業を案内するなどしている。M&Aは多額の資金を要することから区への対応実績がほぼない状況であるが、他団体との連携を通じて実情把握に努め、事業承継の類型の一つとして区ホームページ等でのPRを検討する。 ④令和7年度からの事業承継相談委託は、資格要件及び実績要件を付した上での競争入札方式で受注者を決定し、一定程度のスキルやノウハウを担保する。 ⑤事業承継相談の啓発活動については、金融機関や商工会議所等と協力連携し内容や方法を工夫するとともに、事業承継をした場合の税制特例をわかりやすく周知するなど、積極的に実施していく。

大地震や台湾で発生した地震などにより、地震の脅威は区民にとってかたがたないものになっており、耐震化事業は区としても重点的に取り組むべき課題となっている。過年度間までは、令和7年度末までの「耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する」という葛飾区耐震改修促進計画（以下「計画」とする）の目標を達成することが困難であるため、更に取組を促す必要がある。

この成果・評価指標については助成件数の延べ件数でなく、区内に残された耐震性が不十分なうち、計画の目標を達成するために各年度で耐震化を図る件数を目標数値として示す。事業の進捗状況を把握しやすくすべきである。

耐震診断を全額公費負担することについては、耐震化率を高めるために有効であるが、診断に費用については、診断内容や作業量を踏まえ、適宜精査し、必要に応じて見直しを図るべきである。

【耐震化について】
残されていない建物は、グレーゾーンを含め約18,000戸も残されており、計画の目標を達成するために葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを作成している。これに定めている戸別訪問やダイレクトメールの取組など、建物所有者の行動を待つのではなく区が積極的に耐震化を促進すべきである。
耐震化促進事業は、区民の生命と財産を守るために欠かすことのできない重要な事業であり、これを更に加速させるため、予算や専門職員などを重点的に配分すべきである。

【助成について】
現状は他区と比較して既に高い水準にあるが、今後、高齢者が増加し、経済的理由で耐震改修が困難なケースが増えることが想定されるため、国費や都費などの特定財源が見込めずとも更なる助成額の増額を行い、区民負担を軽減することにより耐震化率の向上を図るべきである。

経済的理由で耐震改修が困難な場合を想定し、耐震シェルター等設置助成の周知を図るとともに、居室や寝室などの危険性が高い箇所のみを対象とした耐震改修や、さらに安価に対応できる改修も助成対象とするよう検討すべきである。

地震による倒壊による被害は、隣接地にも影響を及ぼすため、現状、住宅のみを対象としている助成に、非住宅も追加すべきである。

高齢者や寝たきりなどで介護を必要とする方は、発災時に逃げ遅れることが懸念されているため、耐震診断を行わなくても助成対象となる耐震シェルターや防災ベッドの設置を促すべきである。

耐震シェルター、防災ベッドは生命を守るために有効であり、経済的な負担の軽減につながる取組である。

【啓発について】
危険度が高いエリアは、面的な耐震化率の向上が求められており、耐震化促進事業の説明会を増やすなど集中的に耐震化に取り組むべきである。

耐震に関する各種助成は地域振興部で実施しており、耐震化促進事業を実施している都市整備部に窓口が設置されている。区民にわかりやすい窓口とするため、「建物防災まるごと相談」のように窓口を一本化し、横断的に相談を受け付け、支援策を案内できるような仕組みを検討すべきである。

→ ①民間建築物耐震診断・改修事業について、これまで実施してきた内容を継続しながら、葛飾区耐震改修促進計画の目標に向かって、耐震診断を支援した建物所有者に対して耐震化を促すなど、葛飾区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに掲げた4つの取組を推進し、更なる建築物の耐震化を促進する。
②中期実施計画で活動量に対する目標値を掲げており、事業の進捗状況を把握できるようにしている。また来年度、東京都が耐震改修促進計画の改定を予定しており、葛飾区においても改定内容を踏まえて適切に対応し、活動量に対する目標値も更新していく。

→ ①木造住宅の耐震診断については無料派遣制度にすることで建物所有者の負担軽減を図っている。また、診断にかかる費用については、診断内容や作業量を適宜精査し、必要に応じて見直しを図っていく。

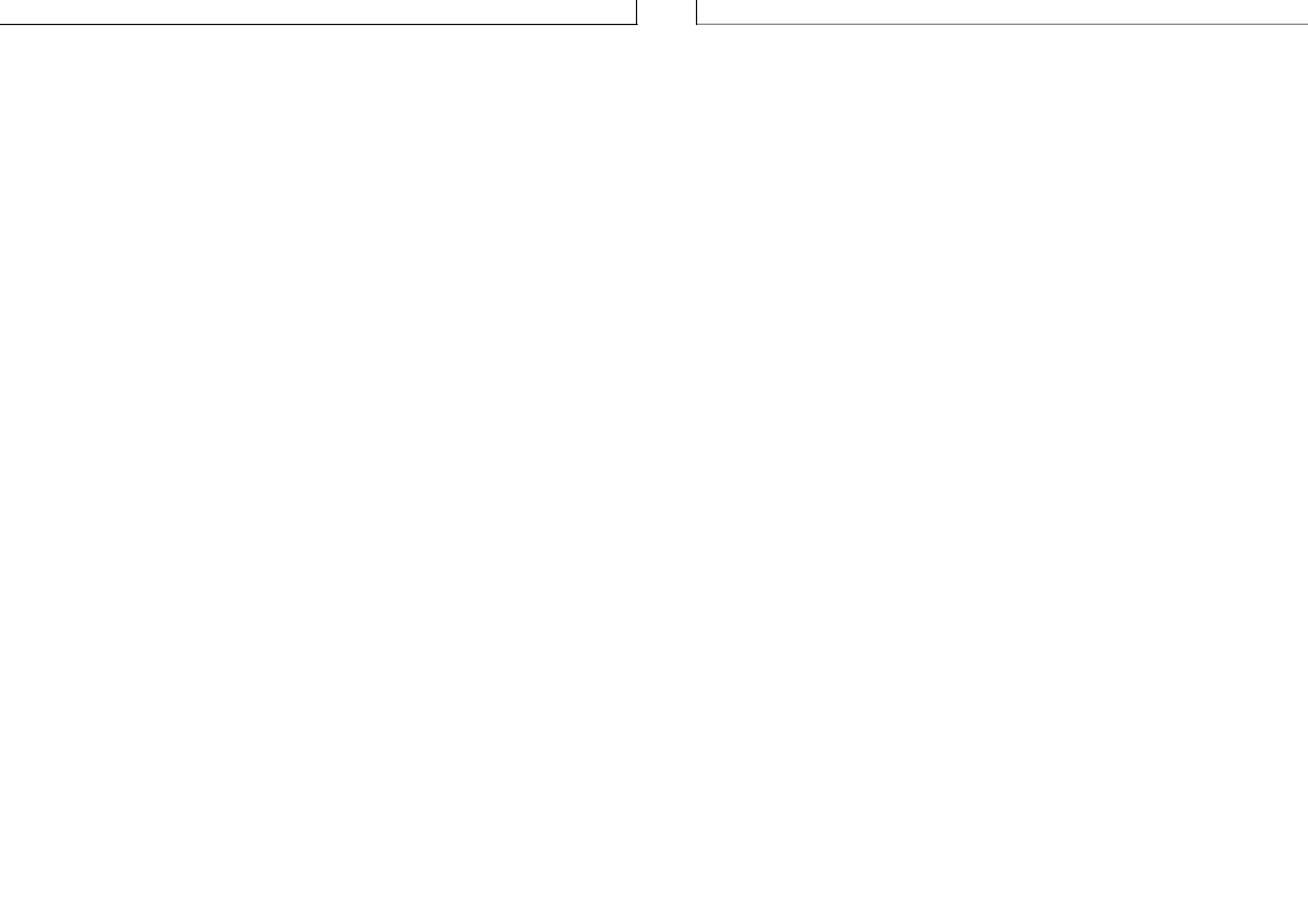
→ 【建物の耐震化について】
①住宅所有者に対する戸別訪問やダイレクトメールの取組に加え、広報かつしかの1面を活用した事業PRや区公式ホームページ、SNS等を活用して積極的に耐震化を促進していく。
②耐震化促進事業について取組を更に加速させるために、令和7年度は当初予算額を前年度に増加させる予定（令和6年度：479,515千円→令和7年度：974,162千円）であるとともに、専門職員については引き続き定数の確保を要望している。

→ 【耐震助成について】
①経済的理由で耐震改修に進めない方のために、令和7年度から区の独自財源で改修助成部分を占める除却の補助率（1/2→4/5）、限度額（700千円→1,800千円）の拡大実施を予定しており、葛飾区耐震改修促進計画の目標達成に向けた取組を推進していく。
②耐震シェルターに関しては助成額（270千円→600千円）の拡大を予定しているとともに、未だに住宅所有者に対するダイレクトメールの発送の際にカタログを同封し周知を図っている。また、合理的な改修工法で工事費をできるだけ抑える工法を新たに助成対象とし、さらに主たる居室や寝室の構造部分のみを補強する部分的な耐震改修工法の検討をしている。

→ ③住宅の耐震化を最優先の課題として進めていくが、非住宅についても国や東京都の動向を注視し、対応を検討していく。
④現状、耐震シェルター、防災ベッドについては耐震診断を行わなくても助成対象であることから、更なる事業の周知を実施していく。

⑤耐震シェルター助成を利用しやすくするため、令和7年度から助成限度額の拡大を予定している。

→ 【啓発について】
①令和7年度より耐震化促進事業の説明会及び相談会の回数を10回から20回に増加することを予定しており、地域危険度が高いエリアでの実施回数も増やすことにより区の防災意識の周知を拡大する。
②区民にわかりやすく支援策を案内できるように、地域振興部をはじめとした他部署と連携した仕組みを検討していく。
③防災に関する記事を広報紙に掲載する際は、地域振興部で掲載している防災特集



子ども・若者の居場所の問題は複雑化しており、様々な事情を抱えた子ども・若者への支援の提供は重点的な施策となっている。その中で、子ども応援事業は、年間3,000万円を費し、学習等意欲喚起支援を呼び水として、家庭に様々な事情を有する子どもとの関係づくりを行う居場所を提供している。また、学習等意欲喚起支援の利用者の中で、個人の状態に合わせた支援が必要な場合には、登録制で個別支援を行っている。しかし、子ども応援事業の登録者は、令和5年は12名と非常に少ない状態である。対象者を明確にした上で適切に行えるよう、取組内容等を再考すべきである。

子ども・若者に対する支援事業における委託の契約に当たっては、プロポーザル方式等、サーが担保できる手法も検討すべきである。また、予算については、事業内容を精査した上で担保できるよう適切に計上すべきである。

【子ども応援事業の事業内容について】
学習等意欲喚起支援が主な事業内容となっているが、引きこもりや自己肯定感の低い子どもは、過度に相手を気遣ってしまう傾向があるため、コミュニケーション支援等の取組を更に充実させるべきである。

また、事業者だけではなく、地域の様々な人々が協働し、子どもが安心して過ごせる環境を創出できるよう、子ども食堂などの団体・事業者との情報共有の場を設けるなど、地域との横の連携を強化すべきである。

また、必要な子どもを効果的に支援できるよう、福祉部や教育委員会事務局と密に連携するネットワークが必要である。

また、身近な環境で多くの子どもが参加する学童保育クラブやわくわくチャレンジ広場などの既存事業とは別に、個別支援に特化した事業にするなどの手法を検討すべきである。

【子ども応援事業の実施場所について】
未来プラザは、現在、区内に3施設と数が少なく、地域に偏りがあるため、個別支援につ地区センター等の既存の建物を活用した事業の実施など、子どもがどの地域に居住して支援を受けられるよう配慮すべきである。

【高卒認定試験の補助について】
多くの方に活用してもらえるよう、今後、情報発信の工夫のほか、申請期限や対象経費等の見直しを検討すべきである。

【若者相談事業について】
新たな相談員の資格については、委託先と密に協議し、区がより積極的に関与して、より細やかな支援を実施できるようにすべきである。

また、若者が相談事業を利用しやすくなるよう、相談時間・曜日等を対象者に合わせて見直しを検討する。また、事業の周知に当たっては、若者世代が目にしやすいSNSの活用や地域の団体・協力依頼などを行い、対象者が事業の情報を入手しやすい環境をつくるべきである。

子ども・若者の居場所の現状や課題を明確に捉えるため、令和7年度に子ども・若者の居場所の需要供給調査を実施しニーズ等を把握した上で、事業内容や対象者等の事業の見直しを行う。
事業の見直しに当たっては、様々な事情を抱えた子どもの居場所支援について、養育に課題のある子どもや、学校や家庭に居場所のない子どもを対象とし、生活習慣の形成支援、学習支援、食事の提供等を行う児童育成支援拠点事業の実施も含めて検討する。
また、対象者が事業に接続できるように、学校等の関係機関と連携し事業実施を行う。

【子ども応援事業の事業内容について】
①本事業については、当初、プロポーザル方式で契約をしていたが、事業を実施している中で業務内容が明確になったことから、仕様書に業務内容をより詳細に記載することや参加事業者の条件に一定の要件を付すことで質の担保ができるかと判断し、入札方式にした経緯がある。
令和7年度の契約に当たり、子ども応援事業については、事業目的である「子どもの健全な成長」のため、学習等意欲喚起支援の実施にとどまらず、子どもと信頼関係を築き、相談支援を実施すること等をわかりやすく明記した。
また、若者相談事業については、相談対応から関係機関への接続等に必要となる外見直し等の段階的な支援等を仕様書に追記した。予算については、相談件数が増加している状況を踏まえ、増額計上した。

【子ども応援事業の事業内容について】
①現在もコミュニケーション能力や自己肯定感等の非認知能力を高める支援を実施しているが、令和7年度は仕様書を見直し、子どもとの信頼関係の構築や子どもの相談支援をより充実させ、更なる支援の充実に取り組む。

②子ども・若者を地域の子育て支援団体と連携し実施するために、毎年、連絡会議を開催している。令和7年度は、各団体の取組や区の事業内容を紹介する等、連携の更なる強化を図る。

③④子ども・若者の居場所の需要供給調査の結果を踏まえて、事業内容や対象者を見直し、また、事業見直しにおいては、個別支援に特化した児童育成支援拠点事業の実施も含めて検討する。

【子ども応援事業の実施場所について】
①実施場所については、事業の見直しの際に地域バランスも考慮し再構築する。

【高卒認定試験の補助について】
①令和6年度、新たに高卒認定試験の講座を実施している近隣の民間事業者に案内を送付し、周知を依頼した。また、令和7年度からは助成金申請期限について、講座の開始前としていたが、受講開始後も申請できるよう見直すとともに、受験料や無料塾に受講者を対象に交通費や教材費に係る費用の補助メニューを追加する。

【若者相談事業について】
①若者相談事業の相談内容は多岐にわたり、命に関わる深刻な相談もあることから、医療分野及び福祉分野の専門的な知識や経験を持った相談員が必要である。そのため、令和7年度の契約においては、医療分野の資格を持った者及び福祉分野の資格を持った者が本事業に従事するよう仕様書の修正を行う。

②現状、必要に応じて土日の相談・支援についても実施しており、令和7年度の契約においては、土日に加えて夜間の相談・支援も必要に応じて実施することとする。また、想定外

る世代の区民が充実した生活を送るために、生涯学習は重要であり、区民大学の講座のは年々増加し、学びの場として一定の成果が得られている。その一方で、受講者の多くが研鑽や趣味としての学びを目的とするなど、目的である「学びの循環」につながっていない、今後、学びを地域活動に生かす更なる施策の検討が必要である。	→	①かつしか区民大学では「災害ボランティア講座」や「ゲートキーパー講座」、「スポーツ指導員養成講」「手話講習会」など、ボランティアや地域活動に直結する講座を数多く実施している。今後も区民の需要に即応し、自己研鑽や趣味を目的とした講座はそのまま生かしつつ、地域活動に直結する講座の更なる充実に向け、組合むとともに、講座の中で関連する地域活動に関する情報提供を行うなどして学びを地域活動に生かすための構築を進めていく。
質を高めるために、講師謝礼の増額や講座の企画・運営を担う区民運営委員の報償費の検討すべきである。 ポータルサイト等の内容を充実させ、職員の負担を軽減させるとともに、若者に対する訴求を高めるために、記事作成の外部委託やシステム改修を行うなどの手法を検討すべきである。	→	①講師謝礼の金額が講座の質に直結するものではないと考えているが、講師謝礼については区の基準より金額を決定しており、また、多くの集客を望める著名な講師をお呼びする特別講演会(昨年度2回・3回実施)では基準によらず金額を決定している。また、ボランティアの区民運営委員に対しては適切な弁償を行っている。 ②今年度からnoteの一部の記事を区民運営委員の皆さんに作成していただくようにして、区民目線のコンテンツがけられている。また、noteやポータルサイトの若者に対する訴求効果を高めるため、写真やイラストの活用し、楽しく読める工夫をしている。今後も更なる訴求力の向上を目指して、記事作成の外部委託等やポータルサイトのコンテンツの充実を検討していく。
企画や手法の見直しについて】 受講に対してポイントを付与し、そのポイントを買い物や食事の割引に利用できるインセンティブを与えるなど、学びを促進させる単位認定制度の更なる活用を検討すべきである。 アンケート調査等によって区民の意見を聞くなど、社会課題や地域課題に沿った講座や区民のニーズを捉えた講座を企画する仕組みをつくるべきである。	→	①区民大学は健康アプリと連携し、健康に関する講座の受講によって、1回当たり20ポイント(＝20円相当)の取得でき、このポイントは区内の様々な店舗で使えるデジタル商品券「かつしかPAY」に交換することができるようにしている。11・12月に開催した「ツボで健康に！やさしい東洋医学講座」では参加した84名のうち、健康ポイントを獲得した。講座の会場へ外出することも受講者にとっては健康増進につながることから、からは生涯学習課で実施する健康以外に関する講座にも10ポイントを付与できるようにするなど、対象を拡大して区民の学びと健康を一層推進する。また、学習単位認定制度により単位に応じた賞状やアカデミック賞(300単位)取得者に対しては葛飾区長から表彰及び記念品(葛飾の伝統工芸)を贈呈するなど、インセンティブを設けていて、現在は9名がアカデミック賞を取得している。 ②講座アンケートの結果に基づき、要望の多かった分野の講座を実施するなど、区民ニーズの反映に努めている。今後も講座アンケートと実践を繰り返しながら、区民ニーズを捉えた企画を実施していく。
オンライン化について】 活用したオンライン講座やYoutubeの見逃し配信の実施など、「いつでも」「どこでも」学びの機会を提供することで、多様な方に対する学びの機会を提供すべきである。 対面形式の講座は、教育効果も高く、外出することで健康面のメリットにもつながるため、オンライン化を進めるだけでなく、対面形式の講座も充実させるべきである。	→	①令和5年度は7講座のライブ配信、1講座の編集配信、令和6年度は1講座のライブ配信、1講座の編集配信を実施している。今後もオンライン視聴の需要が見込まれる講座について、ライブ配信や編集配信など、内容に応じたオンライン化に取り組む。 ②区民大学の参加者にとって、上述のとおり、講座の会場へ外出することも健康増進につながるから、令和7年2月からは生涯学習課で実施する健康以外に関する講座に10ポイントを付与できるようにするなど、健康ポイント付与対象事業を拡大して区民の学びと健康の更なる推進に取り組む。また、対面形式について、講座学のみではなく、より学習効果が高く、参加者同士の交流ができる参加体験型(ワークショップ)の講座も実施させていく。
充実について】 広報紙やホームページ以外の手法を検討するほか、区内の大学への周知など、認知度向上を図るべく、若者世代へのアプローチを行うべきである。	→	①全ての講座について、LINE、X、Facebook、note、ポータルサイトを活用して周知を行っている。また、講座のチラシ等は大学や専門学校、カナマチぷらっとなど、若者が多く利用する施設においても配布して、さらに、広報かつしかについても、今年度の9月15日号の1面に大きく記事を掲載し、多くの区民に見てもらった。若者を呼び込む新たな手法を検討しながら、引き続き、幅広い世代に向けた周知を図っていく。
効果の検証について】 類似した講座があると受講率が低下する場合もあるため、全庁の講座調査による見直しや、福祉協議会等で実施する講座との連携を図るなど、類似講座の検証を行い、それぞれの講座の効果を最大化を図るべきである。	→	①令和6年12月末に政策企画課、生涯学習課で講座・イベント情報(令和7年4月～9月)の全庁調査を実施した。これまで、限られた部署の講座だけを取りまとめていたが、全庁調査の実施により、より広い情報を区民にお知らせできるようになった。今後、1月末にとりまとめた調査結果を関係機関への紹介や講座の内容の充実に役立てていく。
学びの循環の促進について】 学びを地域活動への参加につなげ、学びの循環を生み出すために、ゼミナール形式の講座や講座受講後のフォローアップなどについて検討し、コミュニティ形成につなげていく必要があり、今後、学びを地域活動に生かす更なる施策の検討が必要である。 学びの循環を客観的に評価できる明確な指標の設定を検討すべきである。	→	①区民大学の講座でも農業応援サポーター養成講座は全17回にわたって参加者が一緒に農作業を体験しながら学ぶことができる。ほかにもかつしかの伝統工芸やシルバーカレッジ、かつしかボランティア学など、継続講座となっていて参加者同士が何度も顔を合わせ、交流することができ、コミュニティ形成につながっている。また、その他の講座についても、区民大学はリピーターが多いために、様々な講座で同じ参加者同士とつながり、交流が生まれ、学びの循環が生まれている。さらに、生涯学習課では、講座で身に着けた知識等の活用や団体の立ち上げ、団体への参加について、相談に応じている。今後もこうした継続講座の活用や学びの循環の促進に努めていく。 ②客観的な指標の設定は難しいと認識しているが、他自治体の事例も参考に、ボランティア活動や地域活動への活用を示す「ボランティア講座の受講者数」や「わがまち学習会実施団体数」、「新たな自主グループの創設数」など、適切な指標を検討していく。